

令和4年広審第17号

裁 決

遊漁船A運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年4月11日15時02分

鳥取港北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

登録長 11.68メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 183キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和56年9月に進水し、機関室囲壁前縁が船体中央部に位置し、同囲壁後部に設けた操舵室の前部上段に舵輪、機関操縦レバー、魚群探知機、GPSプロッター等を装備する、最大搭載人員が旅客9人及び船員1人のFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年4月11日09時00分鳥取港を発し、釣り場に向かった。

a受審人は、09時50分長尾鼻灯台の北東5海里付近の、海底に魚礁が多数設置されている前示釣り場に至って機関を停止し、水深約60メートルで底質が砂の海底に、直径15ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ5メートルの鎖を連結した重量約30キログラムの唐人型錨を船首から海中に投じ、鎖に繫いだ直径20ミリ長さ200メートルの合成繊維製錨索のうち約120メートルを延出したのち船首部に係止して錨泊を開始した。

a受審人は、14時55分風が強まったので遊漁を終えて帰航することとし、係止していた錨索を解き、左舷船首部に設置している主機駆動の揚錨ドラムに同索を2回巻き付けて揚錨を開始したものの、約10メートル巻き上げたところで、錨か錨索が根がかりして同索が緊張し、巻き上げることができなくなった。

a受審人は、根がかりを解くこととし、14時58分長尾鼻灯台から045度（真方位、以下同じ。）5海里の地点で、機関を前後進にかけ、舵を種々使用していたとき、根がかりが解けるなどして弛んだ錨索が推進器翼に絡まるおそれがあったが、風勢が増すので早く帰港しようと思い、適宜機関を止めて錨索の弛みや位置を確かめるなど、絡索防止の措置を適切に行わなかった。

こうして、Aは、機関が極微速前進で運転され、045度に向首し

て錨泊中、15時02分前示の地点において、錨索が推進器翼に絡まり、主機が停止して航行不能となった。

当時、天候は晴れで風力4の北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期で、視界は良好であった。

a 受審人は、点検口を開放して絡索を解こうとしたが叶わず、海上保安庁に救援を要請した。

その結果、来援した巡視船により、同日 a 受審人及び釣り客2人が救助され、翌12日A丸が鳥取港に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、鳥取港北西方沖合において、揚錨する際、絡索防止の措置が不適切で、錨索が推進器翼に絡んだことによって発生したものである。

a 受審人は、鳥取港北西方沖合において、揚錨中、根がかりした錨索を解く場合、根がかりが解けるなどして弛んだ錨索が推進器翼に絡まるおそれがあるのだから、適宜機関を止めて錨索の弛みや位置を確かめるなど、絡索防止の措置を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、風勢が増すので早く帰港しようと思い、絡索防止の措置を適切に行わなかった職務上の過失により、前進としていた推進器翼に錨索が絡んで航行不能となる事態を招いた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月10日

広島地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人